

**ECONOMIC RESEARCH CENTER
DISCUSSION PAPER**

E-Series

No.E26-1

**Recognition of Internally Generated
Goodwill**

by

Yuko Asami

February 2026

**ECONOMIC RESEARCH CENTER
GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS
NAGOYA UNIVERSITY**

This discussion paper series is published without peer review for the purpose of rapid dissemination of research results. Copyright is held by the authors of the papers.

Recognition of Internally Generated Goodwill

Yuko Asami[†]

Abstract

This paper explores the theoretical and legal foundations for the recognition of internally generated goodwill in financial statements. Its central aim is to critically evaluate the position presented in the ASBJ's Conceptual Framework, which asserts that recognizing such goodwill contravenes the spirit of Japanese securities regulations. By synthesizing both affirmative and negative perspectives, the paper distinguishes between objections rooted in the fundamental objectives of financial reporting and those arising from measurement constraints. Ultimately, through a rigorous examination of the legislative intent and statutory language of the Financial Instruments and Exchange Act (formerly the Securities and Exchange Act), this study demonstrates that the recognition of internally generated goodwill by corporate management does not constitute a prohibited act, thereby challenging the validity of the ASBJ's exclusionary logic.

[†] Graduate School of Economics, Nagoya University, Furo-cho, Chikusa-ku, Nagoya, Aichi 464-8601, Japan, ORCID no: 0009-0007-2096-9803. This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers 22H00896 and a research grant from the Study Group of the Japan Accounting Association.

自己創設のれんの認識

浅見裕子

はじめに

会計上ののれんは、大きく2つに区分される。売買取引に基づき購入した取得のれんと、自社内部で生成した自己創設のれんである。前者については、パーチェス法における取得のれんの会計方法、すなわち償却・非償却・減損・持分控除法といった様々な方法を巡り、長きにわたって論争が続いている。一方、自己創設のれんについては、そもそもそれを財務報告の対象とすべきか否かという点が議論の焦点とされてきた。これまで、自己創設のれんは財務諸表に計上されるべきではなく、財務報告の対象ではないとされることが多かったが、一方で自己創設のれんを評価・測定して財務諸表に資産として認識すべきであるという議論も少なからず存在していた。

本稿では、自己創設のれんの計上の是非について、自己創設のれんの資産計上に肯定的な見解と否定的な見解のそれぞれについて整理し、後者についてはさらに認識・測定のレベルと財務報告の目的のレベルに区別して、それぞれの議論を検討する。その検討をふまえ、財務報告の目的のレベルから自己創設のれんは計上すべきではないとする、我が国の概念フレームワークにおいて、その根拠の一つとして挙げられている証券取引法（金融商品取引法）における自己創設のれん計上に関する扱いに着目する。本稿の目的は、我が国の概念フレームワークで記述されている証券取引法（金融商品取引法）と自己創設のれんとの関係について、そこで示されている見解に妥当ではない点が含まれていることを指摘することにある。

1. 自己創設のれんの認識を巡る議論

自己創設のれんについては、のれんの会計方法に関する議論が始まった1880年代から既に、資産として計上することに対する否定的な見解が多数を占めていた。当時の代表的な論者である Dicksee は、貸借対照表に資産として計上されるのは取得されたのれんでありとし (Dicksee, 1897, p.45)、取得されたのれんに対して実際に対価の支払いが行われた事実がある場合に限り、その実際の支払対価をもって貸借対照表に計上すべきである (Dicksee and Tillyard, 1906, p.79) としている。同様に、Hatfield, 1909, pp.107,110) においても、企業が築き上げ、高額で売却可能な得意先関係に関する価値については、貸借対照表に計上することは禁じられており、のれんは購入された場合に限って資産として計上される、と述べられている。Leake (1914, pp.82,85; 1921, pp.2,19) においてはより明確に、貸借対照表に資産として計上されるのは、他の主体への対価の支払いを伴って交換により取得された取得のれんに限るとし、会社内で創出されたのれんの認識は認められない、と述べられている。

会計基準においても、自己創設のれんは資産として計上されることは認められてこなかった。1944年に公表された、のれんに関する初めての体系的な会計基準であるARB 24においては、資産は取得時に原価で表示されるべきであるという一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、無形資産の簿価は原価で計上されるべきであるとされている（ARB 24, pp.195-196）¹。1953年に公表されたARB 43においても、同様の規定が置かれている（ARB 43, para.4）²。

1970年に公表されたAPB 17においては、自己創設のれんは資産計上すべきではないことが明確に規定された。そこでは、企業は他者から取得した無形資産の費用、企業結合で取得したのれんを含めて、資産として記録すべきであるという結論が示されている（APB 17, para.9）。その他の無形資産を開発するための費用は、通常、発生時に費用として記録される（APB 17, para.11）ことから、企業は他の事業体または個人から取得した無形資産の費用を資産として記録すべきであるとされ、特定して識別できない、耐用年数が不確定である、あるいは継続企業に内在し企業全体に関連する無形資産、すなわちのれんについて、開発、維持、または回復するための費用は、発生時に収益から差し引かれるべきであると規定された（APB 17, para.24）。

このように、のれんの会計方法に関する議論が開始してから現代に至るまで、自己創設のれんを資産計上することについては否定的な見解が大半を占めてきたと言える。そのようななかで、自己創設のれんの資産計上に対して肯定的な見解も多くはないが存在している。以降の節では、そうした自己創設のれんの資産計上の是非に対する議論を肯定・否定の両面から整理する³。次節ではまず、大半を占める否定的な見解に対して肯定的な見解においては、どのような主張が繰り返されているのかを確認する。続いて、否定的な見解において、何を根拠として自己創設のれんの資産計上が望ましくないものと考えているのか、その論拠について整理する。

¹ 原価は一般的に、当該資産を取得するために支払われた価格、または提供された対価と定義される（ARB 24, p.197）。

² ただし、研究、実験、広告などによって通常の事業活動の中で開発された無形資産の会計処理の問題は扱われていない（ARB 43, para.1）。

³ なお、後に詳述するが、財務報告の目的は投資家の意思決定にあるという認識が広く定着している現在の状況を前提とする。のれんの会計方法に関する議論が始まった初期の年代においても、自己創設のれんの資産計上には否定的な見解が大半を占めていたが、資産計上を否定する論拠は、財務諸表に計上される項目は支出の事実が確認できるものに限られるべきであり、その理由は保守的な会計処理の採用という点にあった（詳細については勝尾(2012)を参照のこと）。この点で、財務報告の目的を投資家の意思決定に対する情報提供としている現在の認識と大きく異なっていると言える。

2. 自己創設のれんの資産計上に肯定的な見解

自己創設のれんは資産として計上されるべきであるという主張として、たとえば Scott and O'Brien (2012)が挙げられる。そこではまず、カレントバリューという概念について次のように述べられている。すなわち、資産および負債の取得原価に対する主要な 2 つの現在の価値評価代替基準は、将来のキャッシュフローの現在割引価値などの使用価値と公正価値である。公正価値は、出口価格 や機会費用とも呼ばれ、企業が資産や負債を処分した場合に受け取ったり支払ったりするであろう仮想的な金額を指す。これらを区別する必要がない場合は、取得原価から離れた評価をカレントバリューと総称する (Scott and O'Brien, 2012, p.4)。

実際には、貸借対照表にカレントバリューを記録することが意思決定有用性を高めるのは、企業がその資産や負債の現在価値について、信頼性があり偏りのない推定を作成できる場合に限られる。もし貸借対照表における価値が信頼性に欠ける場合、企業固有リスクの一因となる。また、価値に偏りがある場合、投資家は将来の異常利益の予測において、その偏りを修正しなければならない。しかし、信頼性があり偏りのない妥当な評価が可能である場合には、カレントバリュー会計を用いることで、企業価値のより多くの部分を貸借対照表から単純に読み取れるようになるため、財務諸表の意思決定有用性が高まる。このことは、完全には合理的でない可能性のある投資家にとって特に当てはまる。そのような投資家は、カレントバリューの変化の影響を財務諸表から直接読み取ることで利益を得るかもしれない (Scott and O'Brien, 2012, p.223)。

クリーン・サープラス理論は、財務会計の理論と研究に大きな影響を与えてきた。この理論は、企業価値が、配当やキャッシュフローだけでなく、財務会計変数でも同様に表現できることを示したことで、利益予測への研究関心の高まりにつながった。その研究の多くは、現在の財務諸表情報が利益予測をいかに改善できるかを論じている。利益予測が改善されることで、未認識ののれん (unrecorded goodwill)の推定精度が向上し、企業価値の予測が改善され、ひいてはより良い投資決定につながる。この理論は、会計における評価アプローチを支持するとも言える。貸借対照表に報告されるカレントバリューが増えるほど、企業価値に占める未認識ののれんの割合が低下し、企業価値のこの複雑な構成要素を推定する際の投資家の間違いの可能性が減少するからである (Scott and O'Brien, 2012, p.231)。

このように、Scott and O'Brien (2012)においては、貸借対照表における項目を、将来のキャッシュフローの割引現在価値等の使用価値または公正価値を意味するカレントバリューによって評価することは、未認識ののれん、すなわち自己創設のれんの一部を計上することを意味する、とされている。カレントバリューで評価する項目が増えるほど、貸借対照表に計上される自己創設のれんの額は増え、その結果として、企業価値に占める未認識の自己創設のれんの額は減ることになる。カレントバリューによる評価が増えることの結果として、企業価値の予測が改善され、それゆえ投資家による意思決定の改善につながるというわ

けである。つまり、ここでは、自己創設のれんを資産計上することは投資意思決定に資する、という見解が提示されている。

こうした Scott and O'Brien (2012)と同様の見解は、既に 1970 年代前後において Gynther や Lee 等により展開されていた。すなわち、企業の株式の売買や保有に関する外部の利害関係者にとって最も関連性の高い財務状況情報は、熟練した経営陣によって評価される、事業体の予想される正味キャッシュフロー総額の現在価値であり、これは人的資産やその他の無形資産を含むすべての資産の価値で構成される。のれんの評価と定期的な再評価は、事業体の利益の資本化、一部の資産の正味現在価値、その他の資産の正味現在価値の概算、そして経営陣の知識を組み込んだ方法を通じて実施されなければならないだろう (Gynther, 1969, p.253)。ここでは、投資家にとって有用な情報とは、経営者が評価した将来キャッシュ・フローの現在価値であるから、財務諸表にのれん価値を反映させ、自己創設のれんを資産計上すべきである、と主張されている。

同様に、Lee (1971)においても次のように議論が展開されている。すなわち、購入のれんと創設されたのれんとの間に大きな違いはない。前者は購入対価の一部として購入されるのに対し、後者は事業の内部から育成されるという点でのみ異なるが、それを創設し維持するために金銭やその他の資源が費やされるという意味では購入されているのである (Lee, 1971, p.321)。事業は、既存ののれんを維持、置換、増強するために継続的に支出を行う。したがって、基本的には、購入のれんと創出されたのれんを区別するものはほとんどない。しかし、伝統的な会計は、のれんの後者の側面を認識しないため、それが表すべき資源の性質や評価額を表していない数値を貸借対照表に開示する危険性がある (Lee, 1971, p.324)。

投資評価にとって最も価値のある情報は、そこから期待される金銭的報酬に関する情報を含め、将来の事業活動を記述するものであることが示唆される。この点において最も関連性があり有用なのは、過去の活動ではなく、将来の事業実績である。したがって、企業はキャッシュフローの予測情報を公表すべきである (Lee, 1971, p.325)。それにより、予測キャッシュフローの現在価値を計算することができ、それによって、のれんという用語で表される資源を含め、会社全体の成功または失敗に貢献するすべての資源の存在を確認することができる。この方法によれば、のれん、あるいは実のところ他のいわゆる事業資産のいずれをも、個別に会計処理する必要がなくなる。それらは、継続企業におけるすべての事業資源の基本的な相互関係、すなわち、事業全体のキャッシュフローへの貢献を認める形で認識され、会計処理されるであろう。したがって、購入のれんと創設されたのれんの間に人為的な区別はなくなるのである (Lee, 1971, p.326)。

このように、自己創設のれんの資産計上に対して肯定的な見解においては、経営者が評価した将来キャッシュ・フローの現在価値は投資家の意思決定に役に立つ情報であるから、財務諸表にのれん価値を反映させ、自己創設のれんを資産計上すべきであると考えられている。経営者が予想した自己創設のれんを資産として計上することにより、投資家による企業価値の予測が改善され、それゆえ投資家による意思決定の改善につながるというわけであ

る。つまり、こうした肯定的見解においては、自己創設のれんを資産計上することは投資意思決定に資すると考えられていると言える。

3. 自己創設のれんの資産計上に否定的な見解

上述した肯定的見解に対して、自己創設のれんの資産計上に否定的な見解も存在している。否定的見解は、大きく2つにその内容を区分することができる。第1は、自己創設のれんの資産計上の是非を、認識や測定のレベルにおける問題ととらえる観点である。自己創設のれんを貸借対照表に資産として計上することは、認識規準や測定の確実性・信頼性といった点に懸念があるため望ましくない、とする考え方である。第2に、自己創設のれんの資産計上の是非を、目的のレベルにおける問題ととらえる観点である。財務会計の主たる目的である投資意思決定有用性の観点から、自己創設のれんを資産計上することは望ましくない、とする考え方である。この考え方においては、企業価値評価を自己の責任において行う投資家と、そのために有用な情報を提供する企業の、それぞれの役割に焦点が置かれている。以下では、この2つの観点のそれぞれについて、どのような議論が展開されているかを整理する。

3-1 認識・測定のレベルにおける議論

この節では、自己創設のれんの資産計上の是非について、認識・測定のレベルの観点から検討している論説について整理する。たとえば、Solomons は次のように論じている。すなわち、資産は、報告主体に将来の経済的便益をもたらすことが期待され、決算日において、その報告主体によって排他的に支配されている資源または権利をいう、と定義される (Solomons, 1989, p.20)。資産は有形である必要はない。権利は、その本質上無形であるが、定義の中に明示的に含まれている。のれん (Goodwill) は分離可能でも有形でもないが、それにもかかわらず、買手が他の資産に対して支払う価格を超えて支払う意思を有するものであり、それこそが、誰かがそこから将来の経済的便益を得ることを期待している最良の証拠である。一般に、のれんとみなされるものの構成要素として、立地の利益、顧客名簿、ブランド名、優れた経営者、円滑に機能する組織、創造的な研究スタッフなど、いくつかの部分特定することが可能である (Solomons, 1989, p.21)。

資産は、以下の認識規準をみたすことを条件として、財務諸表に計上される (Solomons, 1989, p.43)。

- (a) 資産/負債、またはそれらから導かれる下位要素⁴の定義に適合していること。

⁴ 財務諸表を構成する基本的な構成要素は、企業の資産および負債である。財務諸表に表示され

- (b) 採用されている会計モデルにより特定化される金額が、合理的な確実性をもって測定可能かつ検証可能であること。
- (c) そのようにして導出された金額が、重要性のある水準であること。

のれんは、先に述べたように、資産の定義に確かに合致する。しかし、認識のための第二の要件、すなわち「合理的な確実性をもって測定可能かつ検証可能であること」という基準の充足に関しては、困難が生じる。企業が売買される場合であっても、のれんに付与される価値は、通常、買い手が支払った総額と、識別可能な資産に配分された金額の総和との差額として表されるにすぎない。のれんは売却によって新たに創出されたものではなく、単に顕在化したに過ぎない。その価値は、すべての潜在的買い手にとって同一であるとは限らない。継続企業としての市場は必ずしも完全ではなく、ある買い手は他の買い手には得られない利益機会を認識することがある。のれんに帰属させられるいかなる金額も、評価者および測定の時点に特有のものであり、その時点および当該時点における状況の下でのみ有効である。のれんの価値を、売買取引の対象とならない場合において、しかも極めて不完全な市場のもとで測定することは、認識目的に照らして信頼しうる測定値を導くには主観的すぎる。したがって、現行の実務の通り、自己創出のれんは資産として認識されるべきではない (Solomons, 1989, pp.68-69)。

Solomons(1989)で提示されたこうした考え方は、国際会計基準 International Accounting Standards 第 38 号 (IAS 38) にそのまま継承されている。すなわち、無形資産を認識するには、無形資産の定義と認識基準を満たす必要がある (IAS 38, para.18)。資産は、(a)過去の取引の結果として企業に支配され、(b)将来の経済的便益が期待される資源として定義され⁵、無形資産は物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産として定義される (IAS 38, para.8)。無形資産の認識基準は、(a) その資産に起因する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、(b) 当該資産の原価を信頼性をもって測定できる場合に、認識される (IAS 38, para.21)。

また、自己創出のれんは資産として認識してはならない。場合によっては、将来の経済的便益を生み出すために費用が投じられることがあるが、それは本基準の認識要件を満たす無形資産の創出には至らない。そのような費用は、自己創出のれんに貢献するものとしてしばしば説明される。自己創出のれんは、企業が支配する識別可能な資源であり、かつ信頼性

るすべての下位要素は、これらの資産および負債から導出される。収益および費用、利益および損失の認識に関する問題は、実際には資産および負債の変動をどのように認識するかという問題にほかならない (Solomons, 1989, p.43)。このように、Solomons(1989)では、資産負債観が支持されていることが明確に示されている。

⁵ IAS 38 における資産の定義について、2018 年に公表された IASB CF に伴う改訂は行われていない (IAS 38, para.8, footnote 1)。

をもって原価を測定できるという要件を満たさないため、資産として認識されない (IAS 38, paras.48-50)。

このように、自己創設のれんは将来の経済的便益を生み出すものであるが、信頼をもって原価を測定できるような、企業が支配する識別可能資産ではないことから、IAS 38 において自己創設のれんの認識が禁止されている⁶。つまり、無形資産の定義と認識規準を満たさないことが、自己創設のれんの資産非計上の根拠とされている。無形資産の定義については、識別可能ではないという点で、その定義を満たさないとされており、認識規準については、(a)経済的便益が得られる可能性が高いという規準は満たすものの、(b)信頼性のある測定という規準は満たさないとされている。この点で、Solomons (1989)と同様の考え方が示されていると言える。

このように、IFRS においては、自己創設のれんの資産非計上についてはIAS 38 で規定されるのみであって、国際会計基準審議会 International Accounting Standards Board (IASB) による「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下、IASB CF という。)において規定されているわけではないが、後述するように、両者の考え方に矛盾はないと考えられる。詳細は後述するが、IASB CF においては、認識規準 (測定の信頼性等) を満たさない項目は財務諸表には認識されないと規定されており、自己創設のれんは認識規準を満たさないため、資産計上されないと考えられる。すなわち、IASB CF において示されている内容とIAS 38 の規定が矛盾しているわけではないと考えられる。

IAS 38 に規定されている無形資産の定義に含まれる識別可能性について、Barker et al. (2021)では、識別可能性の有無を判断するための要素としての分離可能性に焦点を当て、自己創設のれんの計上認められない理由の一つは、分離可能性を満たさない点にあると説明されている。そのうえで、もう一つの理由として不確実性が存在している点が挙げられ、IAS 38 における認識規準の一つである測定の信頼性の観点から、自己創設のれんの認識の是非が論じられている。このように、Barker et al. (2021)においては、自己創設のれんの計上排除される理由として、識別可能性を構成する要素である分離可能性と、測定の信頼性に係る要素である不確実性が挙げられている⁷。

⁶ 自己創設のれんの資産計上を認識・測定のレベルで排除する議論は、米国基準においても同様である米国基準も同様である (SFAC5, para.63; SFAS 141, paras.3j, 3k, A19; SFAS 142, paras. 9-10; ASC, topic 350)。

⁷ Barker 等は、自己創設のれんを生み出すための支出を費用計上することについて、次のように批判している。すなわち、現在の会計実務では自己創設の無形資産への投資を損益計算書上が費用処理されている。これは明らかに、収益との対応関係の欠如を生じさせる。すなわち、ストックとフローが区別されず、混在してしまう。その結果、投資から得られる利益に基づく評価が困難になる (Barker et al., 2021, p.612)。これらの問題の根源は、IFRS において無形資産に特別な会計処理を要求していることにある。有形資産と無形資産の会計処理の間には、明確な根拠を欠いた不整合が存在している。本論文で提示した一般原則は、将来キャッシュ・フ

3-2 財務報告の目的のレベルにおける議論

(1) 学界における議論

次に、自己創設のれんを資産計上すべきではないとする論拠を、財務報告の目的の観点から検討する議論について整理する。まず、Catlett 等は次のように論じている。すなわち、財務諸表は、投資家が企業価値を評価する際に利用できる情報を提供すべきである。投資家はその情報をどのように使うか、あるいはその情報が投資家の意見にどれほど影響を与えるかにかかわらず、財務諸表が投資判断に果たす本質的な役割は、企業の分離可能な資源や財産権の価値（主に原価ベース）に関する情報を提供することである。投資家は、企業の将来の収益力を評価し、それに基づいて企業全体、ひいてはのれんの価値を判断している。企業が内部的に創出したのれんの価値を資本化し、収益に対して償却することは、今日の財務諸表の目的と直接的に対立すると思われる（Catlett and Olson, 1968, p.69）。

現在の会計実務では、非買入のれんについては原価も価値も貸借対照表において報告されず、将来利益に対して償却されることはない。この実務は適切であり、変更すべきでない。その理由は、第一に、のれんを創設する支出はそれが生み出した特定の価値と識別できず、また、この支出額を資産計上して償却することは、恣意的な仮定に基づくこととなり、それゆえ意味のある資産の測定または利益へのチャージの基礎を形成しえない点にある。第2に、非買入のれんの価値を財務諸表で認識することは、常に変化する様々な投資家による企業の将来収益力に関する意見に応じて償却されなければならないことを意味し、こうした方法は、投資家はその意見を形成するのに利用する情報を提供するための財務諸表に、価値に関する投資家自身の意見を導入することを意味する（Catlett and Olson, 1968, p.111）。会計の役割は、投資家が事業の価値についての意見に到達するために使用できる情報を提供することであり、その価値を決定することではない（Catlett and Olson, 1968, p.107）。

ここでは、財務報告の目的を投資家の意思決定に有用な情報提供にあるとしたうえで、投資家の役割と経営者の役割の区別が重要であるとされている⁸。そのうえで、自己創設のれ

ローの創出を目的として投資されたすべての資産の会計処理に適用される。分離可能性と不確実性は、資産の本質的属性を反映している。有形性は、会計基準の策定において有用な属性とは言い難く、むしろ注意をそらす要因である。これは、実務上の不整合を生み出す一方で、すべての資産に共通して関連する分離可能性および不確実性という要素に、十分な注意が向けられていないという問題を生じさせているのである（Barker et al., 2021, p.626）。

⁸ 財務報告の目的が、投資家の意思決定に有用な情報提供にあるという考え方が定着する以前は、保守的かつ客観的な測定などが財務報告の目的としてとらえられていたが、そうした目的のもとでも、自己創設のれんの資産計上は否定されていた。たとえば、Walker (1938, p.)は次のように論じている。すなわち、資産の実際の原価こそが正確に測定できる唯一のものであるため、保

んは資産として計上することは適切ではないと論じられているのである。

同様に、Chambers (1966, p.241)は、次のように論じている。すなわち、期待超過収益に評価を与えるのは、構成員である。企業全体の継続価値を決定することは、会計の機能ではない。この機能は、構成員と潜在的な構成員、すなわち市場において継続企業に投資を行う者が担うのである。このように、ここでは、経営者と投資家の役割は異なるのであって、企業価値の評価は経営者の役割ではなく、企業の現在と将来の構成員の役割であり、割引率や見積り期間を選択して投資機会を評価するのは構成員自身の役割である。それゆえ、のれん価値は経営者自らが評価し開示するものではなく、構成員によって評価されるべきものとされている。

その他、通称 Jenkins Report と呼ばれる AICPA (1994)や Spacek (1964)においても同様に論じられている。すなわち、企業が購入した、あるいは自己創出した無形資産の識別、源泉、耐用年数に関する開示の改善は、利用者に歓迎されるであろう。しかし、利用者は一般的に、自己創出無形資産を財務諸表に認識することには反対している。一般的に、利用者は経営者が予測財務諸表を提供することを期待していない。彼らは情報の信頼性を懸念しており、財務業績の予測は事業報告によるものではなく、財務分析の機能であると考えている (AICPA, 1994, p.14)。情報の提示者と市場価値意見の作成者との間の責任の峻別は、財務諸表の公正な表示の本質である (Spacek, 1964, p.39)。

ここでは、投資家は、自己創設無形資産に関する開示の改善を期待する一方、一般的には、自己創設無形資産を財務諸表に資産として認識することには反対していると述べられている。投資家は、自己創設のれんの資産計上を含む予想財務諸表を経営者が提供することを期待しておらず、業績予測は財務報告の役割ではなく、投資家による財務分析の役割である、とされている。将来の予想に基づく企業価値評価のための財務分析を行うのは投資家の役割であって、経営者の役割ではない、と指摘されているのである。つまり、投資家の意思決定に対する情報提供という財務報告の観点から、自己創設のれんの資産計上は否定されている。

守的な見解に適合する。収益力の現在見積価値を計上することは、一般的に受け入れられている会計の機能と矛盾する。貸借対照表が示そうとしているのは、企業の価値ある資源のうち、その性質上、かなり明確で測定可能であり、かつ、支出を通じて取得されたか、あるいは継続企業の過程で明確な実現が期待できる部分だけである。のれんの創出には通常、支出が必要であるが、実際にのれんを創出したその支出額は、算定不可能な金額である。

(2) 会計基準における議論

① 我が国の会計基準における議論

日本の会計基準設定主体である、企業会計基準委員会 ASBJ により 2006 年に公表された「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」(以下、概念フレームワークという。)においては、財務報告の目的の観点から、自己創設のれんの認識が明確に排除されている。そこでは以下のように述べられている。

企業成果を予測し企業価値を評価する主体は投資家であり、投資家の意思決定は、投資家の自己責任のもとで行われる(第1章、第2項)。財務報告の目的は、投資家の意思決定に資するディスクロージャーの一環として投資のポジションとその成果を測定して開示することであり、財務諸表の役割は、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような財務状況の開示にある(第1章、序文、第2項)。その役割を担ううえで経営者が負うべき責任は、基本的には事実の開示にある(第1章、第8、18項)。自己創設のれんの計上は、経営者による企業価値の自己評価・自己申告を意味するため、財務報告の目的に反するものであり、財務報告の目的の観点から資産に含まれないものの代表例として自己創設のれんが挙げられる(第3章、第17項、注14)。

このように、投資家は、開示された情報を各々の予想モデルにインプットして意思決定を行っている。一方で、経営者に求められるのは、企業価値評価に資するインプット情報の開示であって、経営者が投資家に代わって予測した結果そのものではない。経営者自らが企業価値を予測して開示することは、証券の発行体はその証券価値の判断を提示することにもなりかねない。それは資本市場の機能を担保しようとする金融商品取引法の本質に反するばかりか、経営者としてもその判断に責任を負うのは難しい。つまり、自己創設のれんは、「事実」にはあらず、それゆえ、財務報告の目的から導かれる財務諸表の役割にはそぐわない、とされているのである。

こうした概念フレームワークの見解は、斎藤(2019, pp.115-116)においても同様に提示されている。すなわち、企業の成果を開示する会計情報は、不確定な将来の予測にフィードバックされる事実の情報であり、予測の開示は現在までの事実を推定するものに限られる。将来の企業成果に関する期待形成と、それに基づいた企業価値の評価は、あくまでも情報を利用する投資家側の役目であって、情報を開示する経営者側の仕事ではない。企業それ自体や、独立した投資プロジェクトの価値を、企業情報を開示する経営者が自ら評価した自己創設のれんの認識は、財務報告の目的に適合しない。

② IASB における議論

一方で、IASB CF においては、自己創設のれんの資産計上を禁止する規定は存在しない。そもそも、自己創設のれんに関する記述のみならず、のれんそのものについての記載がない。IASB CF (BC4.33)によれば、IASB CF を最終確定するにあたり、当審議会は、IASB CF に特定の資産（のれん）への言及を含めることは適切ではないと結論を下したことから、IASB CF はのれんについて記述していない、と述べられている。

ただし、明記されていないものの、IASB CF においても、自己創設のれんの資産計上は財務報告の目的に反すると考えられていると言えよう。そこでは次のように述べられている。すなわち、一般目的財務報告の目的は、報告企業に関する財務情報を提供することであり、この情報は、既存および潜在的な投資家、貸付者、その他の債権者が、企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行う上で有用なものである (IASB CF, para.1.2)。一般目的財務報告書は報告企業の価値を示すように設計されているわけではなく、報告企業の価値を推定するために必要な情報を提供する (IASB CF, para.1.7)。財政状態計算書において、企業価値を認識することは要求しておらず、全ての資産を認識することは要求していない。認識規準については第 5 章で示している (IASB CF, BC2.44)。

もともと、2018 年に公表された IASB CF を策定するために 2010 年から始まった第 2 次策定過程においては、以下のような議論が展開されていた。2013 年に公表された討議資料では、次のように述べられている。すなわち、のれんは資産の定義を満たし、この結論は、自己創出ののれんにも取得したのれんにも等しく当てはまる。しかし、IASB は、自己創出ののれんを認識することは、財務諸表の目的を満たす上で不要であると結論付けた。財務諸表は、報告企業の価値を示すようには作られていない。自己創出のれんを測定するには、報告企業の価値を推定することが必要になる。その結果、自己創出のれんを認識しても、目的適合的な情報は提供されない (IASB 2013, para.4.9)。

これを受けて 2015 年に公表された公開草案では、次のように論じられている。すなわち、2013 年に公表された討議資料においては、自己創設ののれんを認識することは企業全体の評価を要するため、財務報告の目的を満たすうえではその認識は不要であると述べられていた。IASB はこの記述が妥当であるとの見解を引き続き有しているが、公開草案にはこの事例を、認識が関連性のある情報をもたらさない可能性を示す指標として含めていない。IASB は、このような指標は自己創設ののれんにのみ適用されるため有用ではないと主張した回答者に同意している。しかし、IASB は、資産が企業全体から独立して存在するかどうか（のれんとは区別される資産が存在するかどうか）を評価することの困難さは、その資産の認識が目的適合的な情報を提供しない可能性を示す要因であると結論付けた (IASB 2015, BC5.35)。

このように、IASB においては、CF の制定過程の中途では財務報告の目的の観点から、自己創設のれんを資産として計上すべきではないという見解を明確に有していたものの、

のれんの区分可能性や目的適合性の観点から、2015年の公開草案ならびに2018年のIASB CFでは、財務報告の目的を理由に自己創設のれんの資産計上を禁止する文言は記載されないこととなった。2018年のIASB CFにおいては、自己創設のれんのみならず、のれんそのものについて記述されていない。

しかし、IASB CFにおいては、財務報告の目的の観点から自己創設のれんの資産計上を否定するという考え方が採られていないとは言えないであろう。そこでは、財務報告の目的を、投資家等の意思決定を行うために有用な、報告企業に関する財務情報を提供することにあるとしたうえで、財務諸表は報告企業の価値を示すように設計されているわけではなく、報告企業の価値を推定するために必要な情報を提供するものとしている。とりわけ財政状態計算書には、企業価値を認識することは要求しておらず、全ての資産・負債を認識することは要求していないと明記し、資産の認識については別途に規定する認識規準が適用されるものとしている。

つまり、IASB CFにおいては、報告企業の価値を表す自己創設のれんを資産計上することは、財務報告の目的及び財務諸表に求められる役割の観点から否定されている、と考えることが可能である。ただし、その一方で、資産の認識については別途に規定する認識規準が適用されるとしており、自己創設のれんがどちらのレベルにおいて除かれると考えられているか、その立場を明確にしているわけではない。このように、IASB CFは、目的の観点から自己創設のれんの資産計上を除くと考えた見解と矛盾しないものの、必ずしもその観点のみに立っているとはいえず、認識・測定の観点から除かれるとする見解ともまた矛盾しない理論構造となっている。個別会計基準であるIAS 38においては、自己創設のれんの資産計上を、認識・測定の観点から排除しており、その点で、概念フレームワークと個別の会計基準では、自己創設のれんを排除するロジックについて整合性を欠いていると言えよう。

3-3 証券取引法制と自己創設のれんの計上

我が国の概念フレームワークでは、証券取引法（金融商品取引法）と自己創設のれんの認識との関係について、以下のように述べられている。すなわち、経営者自身による企業価値の開示は、証券の発行体が、その証券の価値に関する自己の判断を示して投資家に売買を勧誘することになりかねない。それは、証券取引法制の精神に反するだけでなく、経営者としてもその判断に責任を負うのは難しい（第1章、第18項）。経営者自身による企業価値の自己評価・自己申告を意味する自己創設のれんの計上（第3章、注14）は証券取引法（金融商品取引法）の精神に反する、と述べられている。その根拠としては、旧証券取引法第42条ならびにそれを一般化した金融商品取引法第38条における禁止行為の規定が挙げられることが多い⁹。

⁹ 有価証券の価値について情報優位にある者が、自己の断定的な判断を提示して投資家に売買

旧証券取引法の第42条（禁止行為）は、平成10年6月15日法律第107号において制定され、「証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない」とし、「(1)断定的判断を提供して勧誘する行為」等が禁止行為として挙げられている。その後、平成18年6月14日法律第65号において、金融商品取引法の第38条（禁止行為）として改正され、「金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。」とし、「二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結を勧誘する行為」等が禁止行為として挙げられている。

この規定について、鈴木・河本(1984, p.318)は以下のように説明を付している。すなわち、証券会社の職員が顧客に対して断定的判断を提供して有価証券の売買を勧誘した結果、顧客と証券会社との間で紛争となる事例が多くみられていたことから、証券会社は顧客に判断資料を提供し、投資決定は顧客の責任と判断で行われるという本来の姿を確保するため、昭和40年の旧証券取引法の改正において、証券会社が断定的判断を提供して取引を勧誘することは禁止されることとなった。金融商品取引法の第38条第1項第2号は、その規定を引き継ぐものである。

また、岸田(2022, p.442)によれば、旧証券取引法においては、禁止される断定的判断の内容として「価格又は対価等」といった具体例が明示されていたが（証券取引法第42条第1項第1～4号）、金融商品取引法への改組の際、禁止される断定的判断の対象は「不確実な事項」一般に拡大されるとともに、不確実な事項につき「確実であると誤解させるおそれのあることを告げて」勧誘することも禁止された。

このように、旧証券取引法及び金融商品取引法は、「証券会社又はその役員若しくは使用人」ないし、「金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人」に対して「禁止行為」を定めている。「禁止行為」の一つとして挙げられている、「断定的判断を提供して勧誘する行為」ないし「顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結を勧誘する行為」には、自己創設のれんの計上が含まれると解される。

概念フレームワーク（第3章、注14）や齋藤(2019, p.115)の指摘する通り、有価証券の価値について情報優位にある経営者自身が、企業価値の自己評価・自己申告を意味する自己創設のれんを示し、自己の断定的な判断を提示して投資家に売買を勧誘することは、旧証券

を勧誘するのはフェアな取引ではなく、日本の証券取引法（金融商品取引法）でも、証券会社とその役員ないし役員に対してそうした行為を禁じてきた（齋藤, 2019, p.115）。旧証券取引法第42条ならびにそれを一般化した金融商品取引法第38条では、金融商品取引業者等とその役員ないし使用人に対して、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結を勧誘する行為」が禁じられている（齋藤, 2019, p.115, 注18）。

取引法及び金融商品取引法に規定される禁止行為に相当するであろう。

しかし、その「禁止行為」が課される対象が、旧証券取引法や金融商品取引法においてどのように規定されているかについては、あらためて検討する必要がある。その対象は、旧証券取引法では「証券会社又はその役員若しくは使用人」とされ、金融商品取引法では「金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人」とされている。第1の問題点は、「証券会社又はその役員若しくは使用人」ないし「金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人」における「その」が何を意味するかという点である。「その」は、有価証券の発行者である会社を意味するのか、それとも証券会社ないし金融商品取引業者等を意味するのか、どちらであろうか。

前者であれば、禁止行為が課されているのは会社の経営者若しくは使用人となり、後者であれば、禁止行為が課されているのは証券会社ないし金融商品取引業者等の経営者若しくは使用人となる。それゆえ、前者であれば、自己創設のれんの計上は金融商品取引法における禁止行為と言えるが、もし後者であれば、発行者である会社の経営者は禁止行為が課される対象ではないため、経営者による自己創設のれんの計上は、証券取引法（金融商品取引法）によって禁じられているとは言えないことになる¹⁰。

「その」の意味するものについては、以下の3つの観点から論じることができる。まず、立法趣旨の観点から、上述の通りこの条文は、投資意思決定は顧客の責任と判断で行われるという本来の姿を確保することを目的として、証券会社が断定的判断を提供して取引を勧誘することを禁止するために定められたものである。証券会社の職員が顧客に対して断定的判断を提供して有価証券の売買を勧誘したために、顧客と証券会社との間で紛争となる事例が多くみられていたことが、法改正の背景にあった。それゆえ、立法趣旨に照らせば、この条文において規制される対象は、あくまでも証券会社ないし金融商品取引業者等である。つまり、立法趣旨の観点から、「その」が意味するのは証券会社ないし金融商品取引業者等であって、有価証券の発行者である会社ではないと考えられる。

次に、金融商品取引法の体系の観点において、金融商品取引法は開示制度を定める開示規制、金融商品取引業や金融商品取引所等に関する規制を定める業者規制、インサイダー取引や相場操縦の禁止等を定める行為規制という3つの規制で構成されている（谷口, 2023, p.4）

¹⁰ その他に、金融商品取引法第157条（不正行為の禁止）は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得することを禁止している。同様に、金融商品取引法第158条（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）は、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならないとしている。いずれも「何人も」禁止される事項であるが、経営者が自らの会社の価値を開示し自己創設のれんを計上することは、上記には当たらないものと考えられる。

¹¹。金融商品取引法第 38 条は、第 3 章「金融商品取引業者等」における第 2 節「業務」の第 1 款「通則」に記述されており、金融商品取引業者等に係る規制を定める業者規制に関する条文である。それゆえ、この第 38 条は業者規制に係るものであって、有価証券の発行者に対する規制を定めるものではない。つまり、金融商品取引法の体系の観点から、「その」が意味するのは証券会社ないし金融商品取引業者等であって、有価証券の発行者である会社ではないと考えられる。

続いて、「その」という語の法律用語としての用法の観点については、『有斐閣 法律用語辞典』によれば、「当該」の項目の説明において次のように説明されている。すなわち、法律用語としての「当該」と連体詞「その」はほぼ同義であり、「そこで問題になっている当の」という意味である（法令用語研究会 2020, p.852）。「その+名詞」は、直前に現れた同一名詞を指すのが原則である（田島 2005, p.29）。このように、「その」という用語は、直前における語を指示するものとして「当該」と同等の意味で用いられている。それゆえ、法律用語法としての観点から、「その」が意味するのは証券会社ないし金融商品取引業者等であって、有価証券の発行者である会社ではないと考えられる。

このように、立法趣旨、金融商品取引法の体系ならびに法律用語法という 3 つの観点から、「証券会社又はその役員若しくは使用人」ないし「金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人」における「その」が意味するのは、証券会社ないし金融商品取引業者等であって、有価証券の発行者である会社ではないということになる。つまり、禁止行為が課されている対象は、「証券会社又は証券会社の役員若しくは使用人」ないし「金融商品取引業者等又は金融商品取引業者等の役員若しくは使用人」であって、有価証券の発行者である会社の経営者は禁止行為が課される対象ではない。

続いて第 2 の問題点は、金融商品取引法第 38 条における「金融商品取引業者等」の「等」は何を意味するのか、という点である。「等」に有価証券の発行者である会社が含まれるのであれば、禁止行為の対象として会社の経営者も規制対象となり、経営者による企業価値の開示につながる自己創設のれんの計上は、金融商品取引法によって禁じられている行為となる。一方、「等」に発行者である会社は含まれないのであれば、経営者による自己創設のれんの計上は、金融商品取引法によって禁じられている行為とは言えないことになる。

「金融商品取引業者等」の「等」が意味する内容については、2025 年 12 月に金融庁から公表された「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において、金融商品取引業者等は、金融商品取引業者又は登録金融機関であることが明示されている（金融庁, 2025, p.1）。同様に、岸田(2022, p.252)は、金融商品取引業者等とは、金融商品取引業者及び登録金融機

¹¹ 黒沼(2022, p.4)においても、金融商品取引法は有価証券やデリバティブ取引の販売・勧誘、資産運用・助言、資産管理に関わる幅広い業を金融商品取引業として規制することとし(金融商品取引法第 2 条第 8 項)、参入規制を原則として登録制に一本化するなど業規制の横断化を図っている、と述べられている。

関を包含する概念であるとし¹²、黒沼(2022,p.157)も、金融商品取引業者等とは金融商品取引業者又は登録金融機関である、としている。したがって、「等」は登録金融機関を意味するのであって、有価証券の発行者である会社は含まれないと考えられる。

ここまで、禁止行為が課される対象である「証券会社又はその役員若しくは使用人」ないし、「金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人」に、有価証券の発行者である会社の経営者は含まれるか、という問について検討した。その結論は、含まれない、というものである。理由は以下の通りである。第1に、上記における「その」は、条文の立法趣旨や金融商品取引法の構成、法令用語法の観点から、証券会社ないし金融商品取引業者を意味するものであって、有価証券の発行者である会社を意味するものではない。第2に、「金融商品取引業者等」の「等」は登録金融機関を意味するものであって、有価証券の発行者である会社は含まれない。

つまり、旧証券取引法第42条及び金融証券取引法第38条における「その役員若しくは使用人」とは、「証券会社（金融商品取引業者等）の役員若しくは使用人」を意味し、「金融商品取引業者等」とは「金融商品取引業者又は登録金融機関」を意味するのであって、そこには有価証券の発行者である会社の経営者は含まれない。発行会社の経営者は、禁止行為が課される対象ではないのである。したがって、旧証券取引法第42条と金融商品取引法第38条は、直接的には、経営者による自己創設のれんの計上を禁じているわけではないと考えられる。

なお、上述の通り、旧証券取引法第42条の制定時において、投資意思決定は顧客の責任と判断で行われるという本来の姿を確保することが、証券取引法（金融商品取引法）の趣旨に叶うとされていたことから（鈴木・河本, 1984, p.318）、同法の精神を鑑みれば、自己創設のれんの計上はそれに沿うものではないとも言い得る。本論稿が指摘したのは、旧証券取引法42条ならびに金融商品取引法第38条は、証券取引法制が自己創設のれんの計上を禁じていることに関する根拠条文とは言えない、という点を明らかにしたことにある。同法の考え方やその精神と自己創設のれんの関係についてはさらなる検討が必要であろう。

おわりに

本稿では、自己創設のれんの計上の是非について、まず、自己創設のれんの資産計上に肯定的な見解についての議論を整理し、続いて資産計上に否定的な見解について、認識・測定のレベルと財務報告の目的のレベルに区別して、それぞれの議論を検討した。肯定的見解については、経営者によって予測された将来キャッシュ・フロー情報に基づく自己創設のれんに関する情報は、投資家の意思決定にとって有用であり、したがって自己創設のれんは資産として計上されるべきである、という考え方が採られていた。しかしこうした見解は、広く

¹² 岸田(2021, p.84)においても、金商品取引業者等（登録業者）とされている。

支持されることはなく、のれんの会計方法に関する議論が始まった 1880 年代から現代に至るまで、自己創設のれんの資産計上については否定的な見解が大半を占めていた。そこでの考え方は大きく 2 つに分類することができる。

否定的見解のうち、一つは認識・測定のレベルにおいて自己創設のれんの資産計上は排除されるというものであり、もう一つは財務報告の目的のレベルにおいてそれは排除されるというものである。前者については、自己創設のれんの原価は客観的に測定することができず、また識別可能性を備えていないために、認識規準を満たしていないことを理由として、自己創設のれんの資産計上を否定する考え方である。後者については、投資家の意思決定に有用な情報を提供するという財務報告の目的のもとで、投資家は自らの責任で企業価値を評価し、経営者はそれに役立つ情報を提供するという役割分担が存在していることから、経営者の予測する自己創設のれんは資産として計上すべき項目ではない、という考え方である。我が国の概念フレームワークは、後者の財務報告の目的の観点から自己創設のれんの資産計上を否定されることを明確に規定しているのに対し、IASB CF においてはどちらの観点到立ったものであるかが曖昧であった。

これらの議論をふまえ、財務報告の目的の観点から自己創設のれんは計上すべきではないとして、自己創設のれんの計上を証券取引法制との関係から論じている我が国の概念フレームワークに着目し、その妥当性を検討した。概念フレームワークでは、経営者自身による企業価値の自己評価・自己申告を意味する自己創設のれんの計上は、証券取引法制の精神に反するとされている。たしかに、その根拠条文とされる旧証券取引法第 42 条ならびに金融商品取引法第 38 条において規定されている禁止行為には、経営者による企業価値の評価や自己創設のれんの計上が含まれる。しかし、その禁止行為が課される対象者には、有価証券の発行者である会社の経営者は含まれないことが、本稿での検討の結果として明らかになった。つまり、旧証券取引法第 38 条ならびに金融商品取引法第 42 条は、直接的には、会社経営者に自己創設のれんの計上を禁じているわけではないと考えられる。

すなわち、概念フレームワークでは、経営者自身による企業価値の自己評価・自己申告を意味する自己創設のれんの計上は証券取引法制の精神に反する、とされているものの、その根拠として挙げられることの多い当該条文は、根拠条文として成立していない。つまり、概念フレームワークに示されている証券取引法制と自己創設のれんの計上との関係性には、妥当ではない点が含まれていると言える。ただし、本論稿は、証券取引法制が旧証券取引法第 42 条ならびに金融商品取引法第 38 条の規定を根拠として自己創設のれんの計上を禁じているというわけではない、という点を明らかにしたものであって、同法の精神まで詳細に検討したものではない。同法の考え方やその精神と自己創設のれんの認識との関係については、さらなる議論が必要であろう。

【参考文献】

- American Institute of Accountants, 1917, 'Uniform Accounting,' *The Journal of Accountancy*, Vol.23, No.6, pp.401-433, AIA.
- American Institute of Accountants, 1929, 'Verification of Financial Statement,' *The Journal of Accountancy*, Vol. 47, No, 5, pp.321-354, AIA.
- American Institute of Accountants, 1931, Preliminary Report of a Special Committee on Terminology, *Accounting Terminology*, AIA.
- American Institute of Accountants, Committee on Accounting Procedure (CAP), 1944, Accounting Research Bulletin No. 24, *Accounting for Intangible Assets*, AIA.
- American Institute of Accountants, Committee on Accounting Procedure (CAP), 1953, Accounting Research Bulletin No. 43, *Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, AIA.
- American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Principles Board (APB), 1970a, Opinions of Accounting Principles Board No. 16, *Business Combinations*, AICPA.
- American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Principles Board (APB), 1970b, Opinions of Accounting Principles Board No. 17, *Intangible Assets*, AICPA.
- American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Principles Board (APB), Special Committee on Financial Reporting, 1994, *Improving Business Reporting – a Customer Focus: Meeting the Information Needs of Investors and Creditors; Jenkins Report*, AICPA.
- Barker, R. and S. Penman, 2019, 'Moving the Conceptual Framework Forward: Accounting for Uncertainty,' *Contemporary Accounting Research*, Vol.37, No.1, pp.322-357.
- Barker, R., A. Lennard, S. Penman and A. Teixeira, 2022, 'Accounting for Intangible Assets: Suggested Solutions,' *Accounting and Business Research*, Vol.52, No.6, pp.601-630.
- Catlett, G.R. and N. Olson, 1968, Accounting Research Study No.10, *Accounting for Goodwill*, AICPA.
- Chambers, R. J., 1966, *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall Inc., New Jersey, US.
- Dicksee, L. R., 1892, *Auditing: a practical manual for auditors*, Gee & Co., London, UK.
- Dicksee, L. R. and T. M. Stevens, 1897, *Goodwill and Its Treatment in Accounts*, Gee & Co., London, UK.
- Dicksee, L. R. and F. Tillyard, 1906, *Goodwill and Its Treatment in Accounts*, 3rd ed., Gee & Co., London, UK.
- Dicksee, L. R. and F. Tillyard, 1920, *Goodwill and Its Treatment in Accounts*, 4th ed., Gee & Co. Ltd., London, UK.

- Financial Accounting Standards Board, 1976, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues related to Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board, 1999, Exposure Draft, *Business Combinations and Intangible Assets*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board, 2001, Statement of Financial Accounting Standards No.141, *Business Combinations*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board, 2001, Statement of Financial Accounting Standards No.142, *Goodwill and Other Intangible Assets*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board, 2020, Exposure Draft, *Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, Concept Statement No.8*, FASB.
- Gynther, R. S., 1969, 'Some "Conceptualizing" on Goodwill,' *Accounting Review*, Vol.44, No.2, pp.247-255.
- Hatfield, H. R., 1909, *Modern Accounting: Its Principles and Some of Its Problems*, D. Appleton and Company, New York, US.
- Hatfield, H. R., 1927, *Accounting: Its Principles and Problems*, D. Appleton and Company.
- International Accounting Standards Board, 2004, International Financial Reporting Standard 3, *Business Combinations*, IASB.
- International Accounting Standards Board, 2004, International Accounting Standards No.38, *Intangible Assets*, IASB.
- International Accounting Standards Board, 2013, Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- International Accounting Standards Board, 2015, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- International Accounting Standards Board, 2018, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- Leake, P. D., 1914, 'Goodwill: Its Nature and How to Value It,' *The Accountant*, Vol.50, No.2041, pp.81-90.
- Leake, P. D., 1921, *Commercial Goodwill -Its History, Value, and Treatment in Accounts*, Sir Isaac Pitman & Sons Ltd., London, UK.
- Scott W. and P. O'Brien, 2020, *Financial Accounting Theory*, 8th ed., Pearson Canada Inc., Ontario, Canada.
- Solomons, D., 1989, *Guidelines for Financial Reporting Standards*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales and the Accounting Standards Committee.
- Spacek, L.P., 1964, 'The Treatment of Goodwill in the Corporate Balance Sheet,' *The Journal of Accountancy*, Vol. 117, No.2, pp.35-40.
- Spacek, L.P., 1969, *A Search for Fairness in Financial Reporting to the Public*, Arthur

Andersen & Co., Chicago, US.

浅見(勝尾)裕子、2012、「第4章 自己創設のれんの認識 - 1900年前後の議論を中心として -」、大日方隆編著『会計基準研究の原点』、中央経済社。

企業会計基準委員会、2006、討議資料：財務会計の概念フレームワーク、財務会計基準機構。

企業会計基準委員会、2008、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」、財務会計基準機構。

企業会計基準委員会、2008、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」、財務会計基準機構。

企業会計基準委員会、2015a、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の公表にあたって」、財務会計基準機構。

企業会計基準委員会、2015b、「修正国際基準の適用」、財務会計基準機構。

企業会計基準委員会、2015c、企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」、財務会計基準機構。

企業会計基準委員会、European Financial Reporting Advisory Group and Organismo Italiano di Contabilita (Italian Standard Setter -OIC), 2014, *Should Goodwill Still Not Be Amortised?* 財務会計基準機構。

岸田雅雄監修、神作裕之、弥永真生、大崎貞和編集、2021、『注釈金融商品取引法』、第1巻、改訂版、金融財政事情研究会。

岸田雅雄監修、神作裕之、弥永真生、大崎貞和編集、2022、『注釈金融商品取引法』、第2巻、改訂版、金融財政事情研究会。

金融庁、2025、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」。

黒沼悦郎、太田洋編著、『論点体系 金融商品取引法2』、第2版、第一法規。

斎藤静樹、「のれんのオンバランスとオフバランス」、『會計』、Vol. 199, No.5, pp.98-111, 2021。

鈴木竹雄、河本一郎、1984、『証券取引法』、新版、有斐閣。

田島信威、2005、『最新 法令用語の基礎知識』3訂版、ぎょうせい。

谷口義幸、2023、『要説 金融商品取引法開示制度』、税務研究会。

法令用語研究会編、2020、『有斐閣 法律用語辞典』、第5版、有斐閣。

[付記] 本研究は、科研費（基盤研究 16KT0092、22H00896）及び日本会計研究学会スタディ・グループ研究費の助成を受けたものである。